

岩手県告示第508号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和2年8月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和2年6月29日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 吉勝工務店
    - イ 主たる営業所の所在地 陸前高田市気仙町字荒川沢17番地2
    - ウ 代表者の氏名 吉田勝夫
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第4875号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和2年6月26日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和2年7月16日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 藤原工務店
    - イ 主たる営業所の所在地 和賀郡西和賀町槻沢27地割74番地3
    - ウ 代表者の氏名 藤原源一
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-30）第9998号
  - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和2年7月13日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和2年6月30日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社木原建築金物店
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市館向町4番6号
    - ウ 代表者の氏名 木原知哉
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-30）第20311号
  - (3) 処分の内容 内装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和2年6月29日付けで内装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和2年7月2日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社釜石圧送
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市上飯岡4地割78番地
    - ウ 代表者の氏名 浅沼克己
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-01）第20384号
  - (3) 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 令和2年7月1日付けでとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和2年7月15日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社三協商事

イ 主たる営業所の所在地 紫波郡紫波町日詰字朝日田96番地13

ウ 代表者の氏名 藤原啓晃

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-29)第20517号

(3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和2年7月13日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 令和2年7月10日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 花泉電気商会

イ 主たる営業所の所在地 一関市花泉町花泉字袋10番地

ウ 代表者の氏名 小野寺満

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-27)第70108号

(3) 処分の内容 消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和2年6月24日付けで消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。